

2月13日(火)
から

市県民税の申告・所得税の確定申告を 受け付けます

申告会場・受付期間

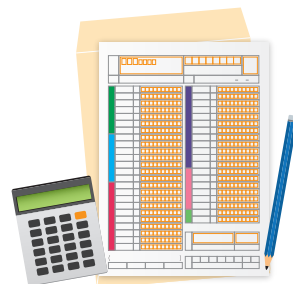
●市役所税務課

2月13日(火)～3月15日(木)
9時～16時(土・日曜日、祝日を除く)
※保険年金課前の「総合受付」で受け付け後、税務課前の「申告会場」へご案内します。

●小松サン・アビリティーズ

2月21日(水)～23日(金)
※3日間のみ申告を受け付けます。
午前の部 9時～11時30分
午後の部 13時30分～16時

※2月16日(金)から3月15日(木)まで小松税務署に確定申告相談会場が開設されます。



市県民税の申告が必要な人

- 公的年金受給者のうち
・年金以外に他の所得(給与・営業・不動産など)があった人
- 給与と所得者のうち
・給与支払報告書が勤務先から小松市に提出されていない人
・給与以外に他の所得(営業・不動産・年金など)があった人
- 医療費控除、社会保険料控除、扶養控除、障害者控除などを受けようとする人
- 国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入者
- ※保険料料の算定のため、所得が無くても申告が必要です。
- 所得証明書が必要な人
- ※所得税の確定申告をする人は、市県民税の申告の必要はありません。

所得税の確定申告が必要な人

- 公的年金受給者のうち
・年金以外に20万円を超える他の所得(給与・営業・不動産など)があった人
- 給与と所得者のうち
・給与(年末調整済み)以外に20万円を超える所得があった人
・扶養や社会保険料控除などで年末調整の内容に追加・変更がある人
- 医療費控除、社会保険料控除、扶養控除、障害者控除、住宅借入金等特別控除などを受けようとする人
- 営業や不動産収入などから所得税が発生する人
- 2力以上から給与・報酬がある人
- 給与収入金額が2千万円を超えている人 など

問い合わせ

【市県民税の申告について】税務課市民税・国保税グループ ☎24・8030
【所得税の確定申告について】小松税務署 ☎22・1171

■申告に必要な主なもの

- ☐ 認印(スタンプ式のものはいけません)
- ☐ 本人確認書類(「番号確認」と「身元確認」で使います。なお、提出者が本人または代理人で書類が異なるので、詳しくは下の表をご参照ください。)※郵送で提出する場合は、本人確認書類の写しを同封してください。
- ☐ 収入(所得)が分かる資料
給与や年金の源泉徴収票、事業(営業・農業)・不動産の収支内訳書や報酬の支払調書など
- ☐ 所得控除対象額が分かる資料
国民年金保険料控除証明書、生命保険料や地震保険料の控除証明書、健康保険税(料)の領収書、医療費控除の明細書、寄附金の受領書、そのほか(障害者手帳、別居の扶養家族への送金資料など)
※医療費控除に必要な提出書類が変わりました。詳しくは次ページをご覧ください。
- ☐ 還付される税金がある人は、申告者名義の振込先口座番号などが分かるもの(預金通帳など)

提出者	本人確認書類		
	申告者の番号確認書類	申告者の身元確認書類	 マイナンバー
本人	【以下の書類から1点】 ・マイナンバーカード ・マイナンバーの通知カード ・住民票の写し(マイナンバー記載のもの)	①または②のいずれか ①【以下の書類から1点】 マイナンバーカード、運転免許証、障害者手帳、旅券、健康保険証、年金手帳など ②【以下の書類から2点】 身分証明書(顔写真なし)、社員証(顔写真なし)、納税通知書、源泉徴収票など	
代理人	申告者の番号確認書類	代理人の身元確認書類	代理権の確認書類
	【以下の書類から1点】 ・申告者のマイナンバーカードの写し ・申告者の通知カードの写し ・申告者の住民票の写し(マイナンバー記載のもの)	①または②のいずれか ①【以下の書類から1点】 マイナンバーカード、運転免許証、障害者手帳、旅券など ②【以下の書類から2点】 健康保険証、年金手帳、身分証明書(顔写真なし)、社員証(顔写真なし)、納税通知書、源泉徴収票など	【以下の書類から1点】 本人しか持ち得ない書類(例：申告者のマイナンバーカード、健康保険証など)、委任状(原本)など

■申告書にはマイナンバー(個人番号)の記載が必要です。

■書類などの事前準備にご協力をお願いします。

申告期間中は窓口が大変混み合いますので、書類などの事前準備のご協力をお願いします。なお、確定申告は国税庁ホームページで申告書などを作成することができ、印刷すればそのまま税務署に提出することができます。入力方法など操作方法が分からない場合は、電話相談をご活用ください。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570・01・5901(平日9時～17時)

税理士(北陸税理士会小松支部) による無料申告相談

対象者は小規模納税者(前年分所得金額が300万円以下の事業所得者)、給与所得者、年金受給者などです。

とき ①2月13日(火)～28日(水)9時～12時、13時～16時 ②2月17日(土)、18日(日)10時～12時、13時～16時

ところ ①市役所税務課前(税理士支援コーナー) ②アル・プラザ小松1階レバリーホール

公的年金を受給している人へ

「年金収入が400万円以下なので所得税の確定申告は必要ない」と言われた人も、年金の源泉徴収票をもう一度確認してください。記載されている控除(扶養、障害、年金から引かれている社会保険料など)のほかに、申告できるものはありませんか。

例えば、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を納付書や口座振替により自分で支払った人は、その金額を社会保険料控除として申告することで、来年度の市県民税の負担が軽くなる場合があります。

※平成29年中の保険税(料)納付額については、1月下旬に市から世帯主宛てに発送するはがきをご覧ください。

今回の申告から、申告書への医療費の領収書の添付または提示が不要となり、代わって「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。ただし、領収書は税務署から提示または提出を求められる場合があるため、5年間保管してください。

なお、経過措置として平成29年から3年分の医療費控除は、領収書の添付または提示による申告もできます。この場合、領収書は医療を受けた人、病院、薬局ごとに集計してください（医療費に対し、生命保険の保険金や高額療養費などを受け取った人は、それが分かる書類を持参してください）。

医療費控除の明細書は、医療を受けた人、病院、薬局ごとに医療費の合計額などを記入する必要がありますが、健康保険組合などの医療保険者が発行する医療費通知書（医療費のお知らせ）などに必要事項が記載されていれば、その通知を添付することで記入が省略できます。

※次の6項目全てが記載されている必要があります。

- ① 被保険者などの氏名
- ② 医療を受けた年月
- ③ 医療を受けた人の氏名

- ④ 医療を受けた病院・診療所・薬局などの名称
- ⑤ 被保険者が支払った医療費の額（自己負担額の記載があるもの）
- ⑥ 保険者などの名称

※小松市国民健康保険、石川県後期高齢者医療保険（平成29年3月以前の診療分）の医療費通知書は、自己負担額の記載がないため添付できません。ほかの通知書についても記載事項をご確認ください。

医療費控除の明細書の記入例

国税太郎さんの例（生計が同じ妻：花子さん）

国税太郎さんが受けた医療			
2/18	A病院	診療	6,000円 ①
5/28	A病院	診療	3,400円 ①
	B薬局	医薬品	700円 ②
国税花子さんが受けた医療			
9/13	C病院	診療	3,300円 ③
		医薬品	1,100円

・医療を受けた人
・病院、薬局
ごとに医療費を合計して記載。

平成 年分 医療費控除の明細書
※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名

1 医療費通知に関する事項
医療費通知(※)を添付する場合、右記の1～4を記入します。
※医療費通知が発行する医療費の額等を通知する書類で、所定の事項が記載されたものを使用します。
(例：健康保険組合が発行する「医療費のお知らせ」)

2 医療費(上記1以外)の明細欄の書き方

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5)
国税太郎	A病院	☒ 診療・治療 ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	9,400円	①
同上	B薬局	☐ 診療・治療 ☒ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	700円	②
国税花子	C病院	☒ 診療・治療 ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	4,400円	③

医療費控除の特例として、平成29年1月から特定の医薬品の購入に対して新たに「セルフメディケーション税制」が始まりました。

通常の医療費控除は、1年間の医療負担額が10万円または総所得金額等の5%（いずれか小さい額）を超えた場合に申告できます。それに対し、本制度は健康診断などを受けている人が1年間（1月1日～12月31日）に本人または生計を共にする配偶者やその他の親族のために特定の市販医薬品を1万2千円以上購入した場合にその超過金額（上限：8万8千円）について医療費控除を受けられるもので、今回から申告できます。

■対象となる人 該当年に、自身の健康の維持増進及び疾病の予防のため、次の「健康に関する一定の取り組み」のいずれかを行っている申告者

- ・予防接種（インフルエンザの予防接種など）
- ・がん検診
- ・勤務先で実施する定期健康診断事業（主健診）
- ・特定健康診断（いわゆるメタボ健診）、特定保健指導
- ・健康診断（人間ドッグなど）

※これらの取り組みに要した費用は対象になりません。

■申告に必要なもの ①セルフメディケーション税制の明細書、②健康に関する一定の取り組みを行ったことが分かる書類（予防接種の領収書、健診結果の通知書など）

※次の3項目全てが記載されている必要があります。

- ① 氏名
- ② 取り組みを行った年
- ③ 医療機関または医療保険者などの名称

■そのほか 通常の医療費控除とセルフメディケーション税制は重複して申告できないため、いずれかを選択することとなります。また、購入した医薬品の領収書は税務署から提示または提出を求められる場合があるため、5年間保管してください。

詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。

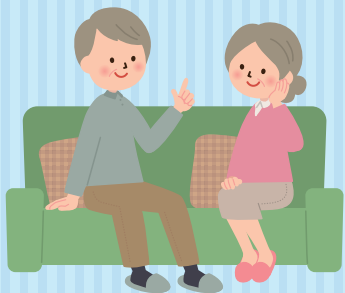


セルフメディケーション税制による減税の例

課税所得400万円の人が、対象となる医薬品を年間20,000円購入した場合

- 所得税（所得税率20%）：1,600円の減税
(20,000円－12,000円)×20%=1,600円
- 市県民税（個人住民税率10%）：800円の減税
(20,000円－12,000円)×10%=800円

※申告者の扶養状況などで減税額は変わります。



問い合わせ 長寿介護課
☎ 24・8053

要介護認定を受けている人の平成29年に使用したおむつ代について、医療費控除を申告する場合は「確認書」の発行を申請してください。

対象 要介護認定を受けている人で、おむつ代の医療費控除の申告が2年目以降の人のうち主治医意見書から次の3項目全てが確認できる人

- ① 平成29年中に記載されていること
- ② 現に受けている要介護認定の有効期間が13カ月以上であり、おむつを使用した当該年に主治医意見書が発行されていない場合は、平成28年中のものでも認められる
- ③ 尿失禁が起こる可能性があること

※確認書が発行できない場合は、従来どおり医師におむつ使用証明書を記載してもらってください。

要介護認定者の障害者控除

障害者手帳を持っていない人でも、介護保険の認定を受けている人は「障害者控除対象認定書」の交付を受けることで、障害者控除または特別障害者控除を申告できる場合があります。なお、既に障害者控除対象者認定書を持っている人は、認定区分が変更または消滅するまで有効です。

対象 市内に在住する65歳以上の人で、認知症または寝たきりの状態が所定の基準を満たす人

申請方法 長寿介護課、南支所、小松駅前行政サービスセンターにある申請書を提出してください。申請時に申請者の印鑑が必要です。審査の後、郵送で結果をお知らせします。

※認定を受けた人は、税の申告時に障害者控除対象者認定書を持参し、手続きを行ってください（認定されている場合でも、非課税などで税の還付を受けられないことがあります）。

控除に関する
そのほかのお知らせ

医療費控除に伴う
おむつ代の確認書